宮崎県立看護大学における教学マネジメントに関する指針

令和８年６月 26 日

宮崎県立看護大学（以下「本学」という。）における教学マネジメントに関する指針は、本学の内部質保証体制における中核的構成要素として、教育の質の保証及び向上を図ることを目的として制定する。

本指針は、大学全体の教育成果及び学生の学修成果の可視化を推進するとともに、不断の自己点検・評価を通じて体系的・組織的な教育改善に取り組むため、教育内容、教育方法、教育の実施体制、教職員の資質向上及び情報公表について、以下のとおり定める。

なお、教学マネジメントの具体的な運用手続及び評価項目については、別に定める。

１．教育内容の改善

（１）本学の教育課程は、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を踏まえつつ、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性を確保し、体系的に編成する。

（２）教育課程の編成に当たっては、科目区分、履修順序及び到達目標の段階性を明確にし、教育課程全体としての体系性を担保する。

（３）教育課程は、入学者の学修状況、学修成果、授業評価、ＩＲ分析結果その他の客観的データに基づき、継続的に検証し、必要な改善を行う。

（４）教育課程の検証に当たっては、社会の要請、関係機関及びその他のステークホルダーの意見を適切に反映させる。

（５）前各項に基づき、教育課程の改善は組織的かつ継続的に行うものとする。

２．教育方法の改善

（１）授業形態は、教育目的及び到達目標に応じて適切に組み合わせるとともに、学修成果の達成に資する教育方法を採用し、主体的な学修を促進する。

（２）カリキュラム・ポリシーに基づいて各科目が体系的に配置されていることを踏まえ、各科目がディプロマ・ポリシーのどの能力・資質の育成に資するかを明確にしたシラバスを作成する。

学修量や評価方法を適切に設計することで単位の実質化を図り、学修成果をディプロマ・ポリシーとの関係の下で可視化を行う。

（３）教育方法及び成績評価の妥当性については、授業評価、学修成果その他のデータに基づき組織的に検証し、必要な改善を行う。

３．教育の実施体制

（１）学長は、大学全体の教学マネジメント及び内部質保証について最終的な責任を負い、その基本方針を定め、全学的な実施状況を統括するとともに、検証結果に基づき必要な改善措置を講ずる。

（２）学位プログラムレベルにおける教育の実施については、学部は学部長、大学院は研究科長、別科助産専攻は別科助産専攻長が責任を負い、組織としてそれぞれの教育課程を、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに基づき、管理・運営する。

（３）個々の授業科目の実施については、学位プログラムレベルの一部として位置づけ、それぞれの授業科目の担当教員が、科目間の関係性とディプロマ・ポリシーを意識して、責任を負う。

（４）当指針を支えるための基盤として、客観的なデータに基づく改善を実施するために、ＩＲ体制の整備と、教職員の能力向上のために、ＦＤ・ＳＤ体制を整備する。

４．教職員の資質・能力の向上

（１）教職員の教育実践能力、学修成果の把握・評価能力及び大学運営に関する能力の向上を図るため、教学マネジメント及び内部質保証の検証結果に基づき、ＦＤ・ＳＤを計画的かつ組織的に実施する。

（２）ＦＤ・ＳＤは、教育改善に資する実践的内容とし、その実施状況及び成果を検証し、教学マネジメント及び内部質保証の改善に反映させる。

５．情報公表

本学は、学修者本位の教育の実現及び教育の質保証に対する社会的信頼を確保するため、教学マネジメントに関する情報を公表する。情報公表は、社会に対する大学の説明責任を果たすとともに、教育改善に向けたＰＤＣＡサイクルを機能させる重要な要素として位置付ける。

（１）学修成果・教育成果の把握・評価結果を、社会に対して適切に説明するとともに、可能な範囲で継続的に公表する。

（２）情報公表は、本学公式ホームページを主な手段として行う。なお、公表にあたっては、数値データの提示にとどまらず、背景や分析結果、今後の改善方針等を併せて示すことで、利用者の理解促進に努める。

（３）本学は、情報公表を単なる説明責任にとどめず、社会からの評価や意見を教育改善に活かすことで、教学マネジメントの継続的な高度化を図る。